（広告審査及び協会員による説明）

第43条　協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。

⑴　テレビＣＭ

⑵　新聞及び雑誌広告

⑶　電話帳広告

２　協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、この規則第54条、第55条、第56条で掲げる規定に充分留意しなければならない。

３　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規程に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。

（新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換）

第44条　協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換に努めるものとする。

第２款　個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭに関する遵守事項等

（貸付条件等の表示）

第45条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、法第15条及び府令で定める事項を表示しなければならない。また、その表示にあたり、以下の規定に則らなければならない。

各項目	大きさ	秒数	備　　考
①　貸付利率	32級以上	2.8　秒以上	〔大きさ〕小数点以下については20級以上
②　遅延損害金（利率）	12級以上	2.8　秒以上	
③　年齢制限	12級以上	2.8　秒以上	
④　その他の事項	８級以上	特に指定しない	・法第15条及び内閣府令で定める事項を表示すること。 ・協会考査承認番号の表示 ・協会員であることを示す、会員番号の表示及び協会マークの表示

（啓発文言）

第46条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項を要素とした文言を表示することとする。

⑴　契約内容の確認（文言例　契約内容をご確認ください）

⑵　使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起（文言例　収入と支出のバランスを大切に）

⑶　計画性のある借入れ（文言例　無理のない返済計画を）

２　協会員は、前項に規定する啓発文言を表示するにあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　貸付条件表示と別に単独で表示すること。

⑵　啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。

⑶　啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はＣＩ文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は、８級とする。

（表現内容に関する留意事項）

第47条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

⑵　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページには、定められた啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。

⑶　15秒ＣＭの２段積み放送は行わないこと。

（放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項）

第48条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、その放送時間帯、総量及び放映番組に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。

イ　午前７時から午前９時

ロ　午後５時から午後10時

⑵　全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。

⑶　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。

⑷　以下に定める放送量範囲での放送とすること。（地上波放送に適用）

イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算）、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。

ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。

㈠　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。

㈡　近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。

㈢　東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。

㈣　九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。

㈤　鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。

㈥　岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

第３款　個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭに関する遵守事項等

（ラジオＣＭに関する自主規準）

第49条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオＣＭを実施するにあたり、本款に定める事項に留意するものとする。

（啓発文言）

第50条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係るラジオＣＭ内に過剰借入れへの注意喚起を行うことを目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。

（表現内容に関する留意事項）

第51条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項その他協会において別途定める事項に留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を排除すること。

⑵　ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページに定められる啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。

⑶　電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。

（放送時間帯に関する留意事項）

第52条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるラジオＣＭを行うにあたっては、その放送時間帯に関し、午後10時から午前３時までの時間帯の放送を行わないよう留意しなければならない。

第４款　個人向け貸付けの契約に係る新聞、雑誌又は電話帳による広告に関する遵守事項等

（貸付条件等の表示）

第53条　協会員は、新聞、雑誌又は電話帳へ個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたっては、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。なお、「新聞」とは、全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙を、「雑誌」とは、新聞を除いた紙による定期刊行物を、「電話帳」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」等を指す。

⑴　法第15条及び内閣府令で定める事項

⑵　貸金業協会考査承認番号

⑶　協会員番号

⑷　貸金業協会マーク

⑸　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）